## 序論

# -武士階の 階級分化過程に関する一考察―処分とその影響

丸 山 眞 男

ジョ か ジョア革命乃至は近年の露西亜プロレタリア革命に於てはいづれも しむべく―独力で―つとめなければならない。 ばあらゆる苦痛と迫害を忍んで新しい社会秩序に自らの生活を適合せ といふ問題の起りうる余地は全くない。新支配階級は旧支配階級とは 下からの社会革命に於ては、革命成就後に於て旧支配階級の救済などったからの を解明する好個の鍵を維新史研究者に提供してゐる。 全に剥奪された旧支配階級としては、 本質的にフレムドなものだからである。従って嘗ての社会的特権を完 治維新なるものの社会的・政治的意義を、ひいては明治新政権の本質 明 ア革命と同じ軌道を進んだとしたならば、 る現象が見られた。 治初年に於ける秩禄処分問題と之に関聯する士族授産問題とは 故に若し我が明治維新が西欧に於けるブル 国外に逃れ去るか、さもなくん やはり同じ事であった 西欧の典型的なブル 体、 明

様式を可及的速に採用する必要に迫られると共に他方この政策の必然 即ち一方には迫り来る欧米資本主義の怒涛に抗すべく資本主義的生産 ジーの後援の下に)新政権を形成するといふ過程を経たため、 に 的帰結たる旧特権階級の没落流浪を、 は本質的に封建的者と市民的 転化され、遂に前者の一部が「激派」公卿と結んで(一部ブルジョワ 奪に始まり、それが封建的支配階級内部に於ける下士対上士の闘争に すべく、あまりにも大なる歪曲を蒙った。維新革命は封建的覇権の争 序の完全な倒壊によって資本主義への道をひらくブルジョア革命とな なかったであらう。しかるに我が維新革命は、 階級としての士族の救済に積極的に尽力するが如き現象は到底見られ 出してゐたならば、維新革命後十数年にわたって新政府自らが旧支配 に違ひない。即ち若し維新がその実践的担当者をブルジョアジーに見 到底放任する事が出来なかった。 者の妥協的産物たる性質を帯びた。 新政府自らの半封建的性質の故 しかし新政府の財政的基礎はさ 前述せる如く、 封建秩 新政権

なきだに薄弱極まるものであった上に、資本主義育成─所謂「殖産興なきだに薄弱極まるものである。〔上欄外に「○」「✓」の書き入れあり──編者〕

### 本論

者は比較的多くの削減を受け、小なる家禄を受くる者は左程の減額を となった)ると共に「藩知事以下現石十分ノーヲ以テ家 は悉く撤廃せられ(三年九月藩制の発布で士族は更に士族及卒の二 に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に 民に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に 民に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に 民に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に 民に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に 民に一部を士族に帰属せしめたから、再び「士族」といふ名が一律に といし一率に十分ノーになったわけではなく、「大なる家禄を受くる を平 といいる名が一律に はかし一率に十分ノーになったわけではなく、「大なる家禄を受くる をいるるではれた。

制改定を千石以下について見るにだ強く把持してゐた事を示してゐる。今、明治三年津軽藩に於ける禄がへゲモニーを握って居た事、及び明治新政府が下士との聯関性を未「秩禄処分」――この上士に薄く下士に厚い処分は、各藩に於て下士受けず、極めて小なる者は旧と異る所なかった。」――農林省農務局編

三十石以上	五十石——七十石	七十石——百石	百石——二百五十石	二百五十石——五百石	五百石——八百石		八百石——千石	旧家禄
三十石	四十石	六十石	八十石	百石	百五十石		二百石	改定後
100 %	% 80 %	% 85 %	% 80 %	40 %	30 %	以下同)	約25%(八百石ニ就テ計算、	新禄ノ旧禄ニ対スル割合

角にも地租収入が全国的規模にまで拡大されたけれども、それでもな余に上るのである。之に対し、政府の収入は版籍奉還によって兎にも分当時の平均相場によって概算せし報告によれば三千四百六十二万円改当時の平均相場によって概算せし報告によれば三千四百六十二万円政府に帰したのであるから政府の財政を苦しむる事決して少くはなかくの如く家禄は夫々削減を蒙ったとはいへ、その負担は全部中央

慮したのも故なしとしない。 入の六五パーセント強を占めてゐるのである。新政府がこの対策に苦入の六五パーセント強を占めてゐるのである。新政府がこの対策に苦は地租年額平均五千二百七十八万余円であって、即ち秩禄高は政府収

明治新政府をしてかくも大なる負担を負はしめた秩禄は他方に於て明治新政府をしてかくも大なる負担を負はしめた秩禄は他方に於ても武士階級は、貨幣経済の発展によって、又向上する都市生活と、固定せる――否、封建諸侯の「半知」・「借知」政策によって益々期に於ては幕臣も陪臣も公然内職を営んでゐた位であるから、新秩禄期に於ては幕臣も陪臣も公然内職を営んでゐた位であるから、新秩禄期に於ては幕臣も陪臣も公然内職を営んでゐた位であるから、新秩禄郎十年。

明治三年十二月、東京府の、弁官への上申書

有之、不都合之事不少…… 株譲渡し候等ま、有之其外隠居家督養子縁組等については種々偽言帰商農等致し度候処其資用無之候に付、是亦前件の通養子と取拵へ当時貫属卒之者の内、困窮致し表向養子を相願其実株譲渡し、或は

威であると共に、他方に於て旧封建家臣団の生活を維持するには到底要言すれば秩禄なるものは一方に於て新政府の財政に対する大なる脅

足りなかったのである。

びつける事によって自己の封建性と市民性の矛盾を超克せんとする新 挙三得政策 府が勧業資本なる名称の下に授産のために各府・県・藩に下附した金 後には各府県の士族にも及ぼして、之によって一時的に財政をいため年分を一時に給与する事を許し、四年正月には之を士族に及ぼし更に 二月には、東京府貫族の卒族で帰農商を出願する者には、 両、 石の者へ二百五十両、五石三斗の者へ二百両、三石五斗の者へ百五十 取ってゐる。先づ三年十一月、各県に属する士族で農商に帰籍する事 の生活を救済しあはせて「殖産興業」に資せしめんとする新政府の一 族を生産階級化する事によって秩禄に対する負担を減じ、 額は明治二、三両年で実に十五万六千余円に達してゐるのである。 ても政府は財政の許す限りの援助を与へたのであった。かくして新政 之が経費に苦しみ、 を願ふ者に対しては、給米の代りに、給米八石八斗の者へ三百両、 に明治三年より、士族の帰農商する者に生産資金を下附する政策を は旧藩主が藩知事として依然封建的統治を継続してゐた)に於ては既 応形式的に全国の土地人民を自己の手に収めたが、実質的には各藩に 力を尽したが、何分徳川中期以来諸藩の財政は紊乱を重ねて来たので て各藩でも夫々旧藩士の帰農政策・土着政策(いはゞ郷士化政策) 明治新政府は自己の直轄する各府県 一石八斗の者へ百両を資本として下賜する事にした。 不生産階級に対する支出を少しでも減じようとした。之に応じ -それは旧支配階級の救済と資本主義育成とを巧妙に結 政府に下附又は貸与を請ふ者続出した。之に対し (版籍奉還によって新政府は 禄高の 更に同年十 しかも士族 五ヶ

てゐる。 政府の必然的な努力の表現である――は早くもこゝにその端緒を示し

ばならぬ事となった。こ、に於て政府の執ったまづ最初の士族政策は 服する事となり、 籍奉還後と雖も事実上、残存した旧封建家臣団と旧藩主との間の根強 は士族に農工商の職業の自由を公許する事であった。 い封建的聯関は全く断ち切られて、全士族が中央政府の直接の統制に 始めて日本は統一国家の実を完成したのである。それと共に今迄、 全部東京に呼び戻されて新らしく各県には県令が任命せられ、 つには新置諸県の官吏に能ふ限り士族を登庸する事であり、 明治四年七月廃藩置県の挙が断行され、各藩の藩知事(旧藩主) この全士族の処置に関しては政府が全責任を持たね こゝに 他方に 版 は

である ノ如キハ大概ネ封建武士ノ余ニ出デタルモノ」(板垣退助) であったの のは郡吏・区吏・巡査・邏卒・獄司として編成がへされた。「我国警察 令によって新に編成された常備軍の士官・兵卒として、更に下級のも れてゐる)これら旧封建家臣団は諸府県の「官員」として、 帰結であると共に、又右の、政府の積極的努力による所多いのである。 を示してゐたが、それは維新革命に於ける士族の指導的役割の当然の 月号、土屋教授の「幕末武士の階級的本質」中に詳細な統計が掲げら (なほ官吏の如何に多数が士族であったかについては中央公論昨年十 明治初年に於て中央官庁は勿論地方官庁に於ても士族は圧倒的優勢 或は徴兵

かしながらこれら官公吏に吸収される士族の数には当然限界が

あった。そこで明治政府は他方、士族に営業の自由を許すの策を取っ 明治四年十二月に

華士族卒在官の外自今農工商の職業相営候儀被差許候事

た。

府より何等の補助を受ける事が出来なかった。しかし士族の受ける家 事を条件として下附されたものであったからである。即ち士族は自今 当然廃止せられた。何となればこれは士族が族籍を脱して帰商農する 職業階級の同一性がこゝに始めて打破せられ、両者が範疇を異にす 相当重要な意義をもってゐる。即ち封建制度の特色をなす身分階級と 何等従来の事態に対する変更を意味するものではないが、 許せられた。この営業許可令は、後述する様に何等士族に益する所な との令が出て、こ、で始めて士族の籍のま、で営業する事の自由が公 家禄を進んで奉還して純粋な生産階級にまで徹底しようとする気運 にはこの際、 ぶりを発揮するため、 も、「禄を戴くお侍」として平民から敬遠され、或は又「辺鄙ノ地ニテ を以て営業の資金とする事は出来ない。何とか苦面して営業を始めて 禄は前にも述べた通り生活維持にすらも足りぬ位であるので、 公然と営業しうる様になったとはいへ、その営業の資金については政 るに至ったのである。しかしこの令が出ると同時に就産資金の下附は …」といふ青森県伺書 ハ士族ハ自ラ尊大ヲ極メ平民ト人種ノ異リ候様相心得候様風習モ有之 従来に於ても武士の内職は公然の事実であったので、実質的には 営業の邪魔になるのみで、大して生活のたしにもならぬ 仲々好成績を挙げ得ない。こゝに於て士族の間 (明治六年) が示す様に、営業に禁物な「尊大」 観念的には 到底之

とから来てゐるのだが――が次第に醸成されて行った。――むろん積極的な動向ではなく、自己の将来性に対する悲観と絶望

事は明であって、 即ち取敢へず奉還を百石未満の者に限り、奉還者には永世禄は六ヶ年 を募集して置いたのであって、その中一部は京浜間の鉄道敷設費に充 の奉還計画遂行のため予めロンドンに於て七分利付外債二百四十万磅 して可能であったかと誰しも不審に思ふが、実はこの年の一月に、 行ふものである。現金で支給するのは半額とはいへ相当の金額に上る は現金で、半額は公債で支給された。この公債が所謂秩禄公債であっ づ政府の試みたのが家禄買収奉還計画であった。明治六年十二月に て秩禄処分への第一歩を踏出す絶好の機会を見出したのであった。 への衝撃を恐れてこれが処分に着手出来なかった政府は、こゝに始め の莫大な負担に苦しみながらも、自己の政権の薄弱性の故に、全士族 政府にとっては誠に有利な情勢といはなければならない。是迄も家禄 四年辛未十二月布告候処、薄禄ノ者資本金無之ヨリ其志ヲ遂兼候輩 家禄奉還ノ者へ資金被下方規則」が公布され、左の如く令された。 典禄百石未満ノ者ニ限リ奉還聞届条、希望ノ者ハ管轄庁へ可願出」 モ有之哉ニ相聞候ニ付、特別ノ訳ヲ以テ別冊ノ通方法相設、 華士族在官ノ外自今農工商ノ職業相営ミ候儀被差許候旨、 年八分利付、二ヶ年据置、 終身禄は四ヶ年分を産業資本として一時に下附する事とし、 族の間にこの様な動向がともかくにも看取され始めたといふ事は 経済的基礎未だ強固ならざる政府にこの事が如何に 爾後七ヶ年内に抽籤を以て現金償還を 去明治 家禄賞 半額

千余円であった。

千余円であった。

千余円であった。

でられたが、その大部分はこの家禄買収に支弁されたのであった。さてられたが、その大部分はこの家禄買収に支弁されたのである。

大四者にも及ぼしてゐる。かくして六年十二月より、奉還を差止めた上の者にも及ぼしてゐる。かくして六年十二月より、奉還を差止めた上の者にも及ぼしてゐる。かくして六年十二月より、奉還を差止めた八年七月に至る迄に、家禄の奉還を願出でたる士族の数は十三万五千八百八十四人に達し、当時の士族全戸数の約三分の一に当ってゐる。而して秩禄公債発行高は明治七、八両年を通じて一千六百五十六万五而して秩禄公債発行高は明治七、八両年を通じて一千六百五十六万五十余円であった。

かくして政府財政への寄生から全く離れた所謂「還禄士族」が差当った。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。それどころか、製糸・紡績・製茶・製陶・製煉やその他明治になった。

開拓が重要であるが、 られ、 農産品は輸出総計の八〇%強を占めてゐるのであるから、 ねる。 当初から開墾政策をば は二十三ヶ国に亘り二千五百九十八町歩にも達してゐる。 調査によれば開墾局が設けられてより一年間に新規に開墾された土地 して開墾・移住の積極的指導にあたったのであった。 る訳である。 の増加は明治政府のマーカンティリズム的政策に資する所も最も大な も直接に霑す事になる。 農業にその財政的基礎を置いてゐたから、 廃藩置県を通じて旧封建的貢租を全国的規模に於て継承し、 性質の故に、明治新政府は強力な新興ブルジョアジーの背景を有せず、 会的・経済的基礎にその要因をもつものである。維新革命の半封建的 からも由来してゐるであらうが、根本的には明治政府の拠って立つ社 士族授産の全過程を通じても、開拓・開墾はその本質的要素をなして るに当っても、 族の商法 たが、量的に見ればまづ失敗といはなければなるまい。 政府とても「士 てから興った諸事業は概ねこれらの士族が先鞭をつけたものであっ だから還禄士族の事業は質の上からはなかく~優れたものがあっ さきに述べた通り、 これは普通言はれてゐる様に、商を卑み、農を尚ぶ封建的思想 の成績は充分知ってゐた。されば政府は就産資金を下附す されば明治二年五月には早くも開墾局が民部省内に設け 極力士族を農業に導かんとした。明治政府はその成立 本文と直接の関係がないから詳述を避ける。 「殖産興業」の第一事業として最も力を注ぎ しかも明治初年(元年より十年まで)に於て、 士族の帰 (商)農する者に生産資金を下附 開墾開拓は政府の財政を最 明治四年正月の 就中北海道 農業生産量 ひたすら 要

併せて士族を救済せんとする巧妙な方法として明治政府の最も力を注するに開墾政策は、徒食士族の労働力を利用して富国強兵策を遂行し、

いだ所であった。

も測り難い。こ、に於て政府は七年八月、断然無産士族に対して土地と間り難い。こ、に於て政府は七年八月、断然無産士族に対して土地之容之と、無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すや之を契機として各地に漸く「有司専制」攻撃の民権運動の黎明が来ら之を契機として各地に漸く「有司専制」攻撃の民権運動の黎明が来らたとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すやんとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すやんとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すやんとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すやんとしてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すや人としてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すや人としてゐる。無産窮迫の士族は不平に乗じて如何なる動向を示すや人としてゐる。無産窮迫の士族は不可以。

があるので左に摘出する(大日本農史、六四九頁、太政類典に依る)の、内務省より太政官への稟議であって、その内容は如何に当局者が無償払下を実行したのであった。之が直接の動機をなしたものは七月

度候也 的とを…調査の上、 は稀なる事に候へ共東京以北奥羽諸州の地に至りては人口の稀疎な ば東京以西中国四国九州の地は粗々分の不至所なく数十里空漠の地 成候儀と奉存候。 始 抑々富国の基本たるや国産を興すに在り因って近年北海道の諸州。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 産業の目的無之者は就産のため該地県官に於て其志願の次第並に目 候儀も先は有之間敷候間、 るより天然膏腴の地も不毛に属し候、 被成下、 が其他不毛荒蕪の地開拓の御下手有之、 是等の地に至りては家禄奉還の輩も其資本金を以て御払下願立 各就産の目途相立候様にとの御恩意に基き尚熟考仕候 ……家禄奉還致候者は相当代価の半額を以て地払 資本無之無産の士族等にて目下窮迫別に 数十里の曠野空漠の地有之 向来起業生産の御措置 御指揮被下 相 を

が発布された。之は東北地方の貧窮士族より兵役に堪へる者を選択ししむる建議を同じく太政官に稟議して許可され、同七年「屯田兵例則」なほ北海道開拓次官黒田清隆が陸羽地方の士族を募って屯田兵と為さ

Ļ はない。 従って全士族の救済問題から見れば屯田兵制度は大して重要なもので る。 族救済といふ、やはり一石三鳥を狙った策である。 て、 はいかない。移住戸数は合計五百九、人数は二千百七十六人であった。 拓使廃止迄に政府が支出した移住諸経費は七十八万余円に達してゐ 政府はこの屯田兵に対しては経費を惜まなかった。明治十五年二月開 あれ、辺境防備は政府にとって相当切実であり且つ効果も確実なの るものであって、士族の「武」を利用して辺境の防備と土地開墾と士 だが何といっても人跡稀な辺境であるから希望者続出といふ訳に 北海道に移住せしめ、 始の三年間は食料まで給与して、 土地家屋は無論のこと、農具・家具を提供 一旦緩急あれば兵役に就かしめ 開墾の効果はとも

農村も全く貨弊制度の支配下に立たされてゐたから、 政 に不利な条件が揃ってゐた。 に利を得て窮迫から脱しようと焦る一般士族にとっては農業はあまり 緩慢で商工業の様な華かさがない。 その経験に基く絶えざる注意を要し、労務は激烈で、しかも利潤は徐 農業に就き得た筈はない。 は別として大多数の武士階級は土地との直接の聯関を失ってサラリー は マン化してゐたのであるから、彼等が商工業に入るより、 商工業に向った士族と大差なかった。徳川時代に於ても一部の郷 |策は所期の効果を収め得たであらうか。一言にして云へばその しからばかくの如く政府の力を注いだ士族授産としての開墾 農業は商工業とちがって非常に深い経験と 而してこの頃はもはや地租金納が確立し 無経験で、労務を厭ひしかも 帰農士族は「金 より容易に 開拓

た。 中から優秀な新興産業経営者が生れた様に、帰農士族の或者は、 の土地を兼併して完全に高利貸的・寄生的大地主に転化したのであっ くして固定するや、 の上述した様な手厚い保護を通じて地主にまで自己を固定せしめ、 再び土地を離れて流浪するに至った。しかしながら、「士族の商法」の 入れて現金を得んとしたが多くはそのま、質流れ・抵当流れとなり に窮する事甚だしく或は秩禄公債を入質し、或は進んで土地を抵当に かくして旧武士階級の分化過程は次第にその進行を早めて行っ 右の様な窮迫士族の、 或は一般農民の抵当流れ等 政 か 府

の太政官への提議といふのは、 月内務卿の提議を機として家禄奉還を打切る事となった。 てルンペンを製造するに終ったので、 を収めて居ない事が明かとなり、一石三鳥の名案も徒らに国帑を費し 開拓事業も諸地方官庁よりの報告によれば大体に於て到底所期の結果 還禄士族の「商法」が大多数失敗し、政府が大に力を入れた開墾 (途中省略 大に政府は失望し、 その内務卿 明治八年三

有之、 ル、 モ相見工候得共、目前ノ浮利ニ迷ヒ一跌目的モ失シ、忽チ窮乏ニ陥今般各地方現場ノ模様及取調候処…中ニハ稍々恒産ノ緒ニ就キ候者 ニ可立至ハ万々無覚束被相考候……依之猶又精細実地取調ノ上、 者十ノ七八ニシテ、東京府及北条県ノ如キハ最モ其甚ダシキ者ニ 相 立可伺出候ニ付、 今日ノ景況ヲ以テ将来ヲ推考仕リ候ヘバ到底就産安着ノ場合 家禄奉還一応御見合セ相成度 目

士族が

「目前ノ浮利ニ迷」った事を失敗の基だとして暗々裡に責めて

てゐた極度の窮乏であった事を看過してはならない。 に迷」はしめたものは何であったらうか。それは大多数の士族が陥 ゐる。たしかにさういふ事もあらう。しかし士族をして「目前の浮利

無益な国帑の消費と思惟したからで、畢竟両者とも財政に対する脅威 之を失ふ士族の続出に手を焼いたからに外ならない。家禄買収を企て てない。真に営業の意志もなく公債と現金の下附を受け、忽ちにして に対する重大な暗影たる事には変りない。政府は一旦家禄奉還を差止 しかしながら残りの四分の三は依然として政府の負担にかゝってゐ められたがこの間、全士族俸禄の約四分の一が整理されたのであった。 対する年二千万円もの支出に長く甘んずる筈はない。政府は殆んど政 を共通の動機としてゐるのである。果して然らば政府が未処分秩禄に 家禄買収を中止したのも、還禄士族の不成績を見て之に対する支出を たのが、之によって財政の負担をより減ぜんとしたのであると同様に、 めたが、それは家禄処分といふ前々からの意途を放棄したのでは決し る。その額は年二千余万円に達するといふのだから、なほ当時の かくの如くにして家禄奉還は実施後一年半で、八年七月を以て差止 新政府が封建性と市民性の妥協の上に成立ち、 西欧に於て専制君主がやった様に、 その基礎が極め 而して政府が次 封建家臣団 財政

た為、 第にその社会的基礎を強固にして行くと共に、(それは政府が「公議輿 権掌握の瞬間からこの旧支配階級に対する無償給付を廃する期を窺っ に対する果敢な攻撃を強行しえなかったに過ぎない。 て薄弱であったので、 てゐたのである。たゞ前にも述べた様に維新革命が特殊の経過を取っ

あった。 際の政府布告参照)しかるに今や地租改正を経て、明治政府の社会的 **ゐる**) 至った。 自己の政策の、 に対して仮借なき攻勢に出づる自信を抱かしむる様になった。 経済的基礎は、 あった。しかもまだこの時は、つとめてその計画の社会政策性を宣伝 論」に諂はなければならぬ時から、「有司専制」に至る過程に相応じて 先づ安定するに至った。この客観的情勢が政府当局者をして、 調しなければならぬ程に政府は慎重を持した。 士族に対して攻勢に出で始めた。その第一歩が秩禄奉還計画で かくして政府は多年の宿志たる秩禄全廃へと突進したので 士族に対する影響を何等顧慮する必要はないと思ふに 小作料の高率な搾取を公権的に認められた地主の上に (前掲、 家禄奉還の もはや 士族

条太政大臣になした建言で、それには秩禄全廃の直接の動機をなしたものは明治九年三月大隈大蔵卿が三

金禄ニ改メ且ツ賞典禄ニ禄税ヲ課スルノ際ニハ右ヲ機会トシ断然左

|処分方法ヲ立テサセラレ度云々〔」〕

権 に我々は とりのけられ政府の真の意途が行間に浸み出てゐるではないか。 会政策性を揚言してゐるに反し、この建言書にはその様な粉飾は 0) 強さの差が分って興味が深い。是も彼も秩禄処分政策たる事に於てそ 0) とあって次に処分の具体的方法を述べてゐる。この建 |強化過程の最も端的な表現を見る事が出 本質を同じくする。 家禄奉還許可の時の政府布告のそれと比較して見ると、 「公議輿論」尊重時代から、「有司専制」 しかもさきの家禄奉還許可の際は、 一来る。 に至るまでの明治政 言の 専らその社 政府の腰 語調を、 切 か 0

かくしてこの建言に基き明治九年八月五日「金禄公債証書発行条例」が発布された。これによって世禄者は全部公債所有者に変じ、従来の作品の年即ち明治十年より五ヶ年据置、六年目より抽籤によって二十五年の年即ち明治十年より五ヶ年据置、六年目より抽籤によって二十五年間に元金全償還をする筈になってゐた。公債発行総額は一億七千三百八十四万余円に上るがその大部分は発行最初の年たる明治十年に交付されてゐる。

を許した。之によって金禄公債を以て国立銀行に投資する道が容易に条例を改正し、国立銀行発行の紙幣の抵当に金禄公債証書を充てる事公債価格の暴落であった。それで政府は九年八月一日、国立銀行発行か、る巨額の公債を一時に発行するにあたって最も危惧されたのは

策との間の密接な関聯を見ることが出来る。 ある事からして、我々はこゝにも、秩禄処分と富国強兵・殖産興業政 の二千九百十二万円余、 主義を特徴づけた― 九千円、 てこれら国立銀行の株主の身分をしらべて見ると、平民四千七百三十 十一行といふ驚くべき増加を示してゐる。今、明治十一年現在をとっ りしものが同十年末には一躍二十六行となり、十二年末には実に百五 て周く知られてゐる。国立銀行の数は明治九年六月には四行に過ぎざ の起源となった事は日本資本主義発達史上看過すべからざる事実とし なったため、 人口の上では華士族は五パアセントを占むるに過ぎぬ事と対比して、 も投資額に於ても士族が平民に対して圧倒的優勢を持してゐることは 面維新当時に於ける町人階級の微弱性 華士族二万九千六百三十余人、また平民の総所有株八百八十七万 華士族の総所有株三千五十八万二千円である。かく数に於て 国立銀行が続々と設立されこれが我国に於ける株式会社 ―を物語ると共に、他面、この華士族の所有株中 即ち九〇パアセントが金禄公債による出資で ――それは何よりも我が資本

の支出利子はなほ千百五十六万八千円に上ったけれども、これを明治派人に政府の負担から免れることになった。公債化以後に於ける年々をあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する莫大な支出は今後とあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する莫大な支出は今後とあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する莫大な支出は今後とあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する莫大な支出は今後とあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する莫大な支出は今後とあらゆる努力が払はれたけれども―秩禄に対する真代以後に於ける年々の表別の支出利子はなほ千百五十六万八千円に上ったけれども、これを明治政府をその政権掌握当初から悩まし続けた秩禄問題は十年の波明治政府を表別である。

純な給付にとゞまらせずして、「殖産興業」に資せしめる事によって反 資本主義国家の失業救済と同じくイデオロギー的機能を営む限りに於 舞ひ」と解するものがある。たしかにそれは士族の生活救済が今日の 政府が政権掌握当時引受けた禄高(米価換算)の三千四百六十二万一 が提出された事は、この間の事情を明白に語るものである。 剣を振ったのであった。後年議会の建議案として次の如き趣旨のもの ない。さればこそ政府は美酒の必要なき所には始めから最も無慈悲に 禄処分といふ経済的動機に裏づけられたものである事は否む事が出来 対給付を期待したのを見れば、少くも明治十年迄の士族授産政策が秩 を極めたので、史家の中にもこの美酒を、剣ときりはなして単純な 族授産」「資金下附」の美酒の背後に隠されてゐた。そのやり方は巧妙 るやまことに想像の外であった。「秩禄処分」といふ剣は用心深く「士 その事は後述する。ともかくこ、に漕ぎつける迄の政府の苦心苦慮た 新当時の約二倍に騰貴してゐるのであるから実質的な負担はもっと少 千円に比すれば、 て、「振舞ひ」といへる。しかもか、る意味の「振舞ひ」すら政府は単 い訳だ。この事は反面から見ればそれだけ士族の収入減を意味するが 政府の負担は三分の一減じてゐる。しかも物価は維

アリ。今之ガ精査ヲ遂ゲー視同仁ノ恵徳ニ均霑セシメヨ……リシ士族ニ対シテモ疎漏・怠慢或ハ専恣・抑圧ニ出デタル不当処分罪ニ与シタル士族ノ没禄処分、又一モ国事犯罪ニ与セズ終始忠良ナ野シタルモノ頗ル多シ。明治三年ヨリ同九年迄ノ間ニ於テ国事犯政府ガ廿年前諸藩士族禄高ノ処分ヲ行ヒタル際其ノ金禄代償ノ正当政府ガ廿年前諸藩士族禄高ノ処分ヲ行ヒタル際其ノ金禄代償ノ正当

当初に行はれた旧封建家臣団よりの特権剥奪とその歴史的意義を同じ かったのである 攻勢が徹底した形を取りえず、むしろ多大の粉飾をまとはねばならな ブルジョア的背景を欠いだといふ事情に制約されて、 くするのであるが、我国にあっては維新政権が屡々述べた様に強力な 之を要するに明治政府の秩禄処分は、西欧に於て君主専制政治の確立 封建家臣団への

業・開墾政策を通じて産業資本家や地主に転化する幸運をもちえた少 外でもない、士族の階級的分化に異常な拍車がかけられた事これであ ア化したのであった。以下その分化過程をや、詳細に跡づけて見ょ 数のものを除いては、 上ったのに反し、 旧武士階級は今や多額の公債を得て寄生的な金利生活者として浮び 廃は当時の社会経済事情の上に如何なる事実となってあらはれたか。 形態であった。このいは、秩禄処分の大詰ともいふべき秩禄制度の全 金禄公債証書下附はかくして政府多年の懸案たる秩禄処分の最後的 即ち維新革命に於て終始因循姑息に行動した封建的支配者及上層 革命の実践的担当者たりし下級士族群は、 僅少な公債をも間もなく失って全くプロレタリ 政府の勧

差当り左に著名な大名の秩禄・金禄公債の取得高を掲げると、 封建的支配者が如何に嘗ての封建的特権を維持したかを示すため

は

島津忠義公 (薩摩) 百三十二万二千円

前田利嗣公 (加賀) 百 十九万四千円

毛利元徳公

(周防

百

+

万七千円

接に産業資本を推進せしめたにすぎない。この点英国などに於て貴族、

る事は決してなく、たゞ企業への投資によって配当取得者となり、

間、

細川護久侯 (肥後) 七十八万

円

徳川義礼侯 (尾張) 七十三万八千四

山内豊景侯 (土佐) 六十八万八千円

浅野長勲侯 (安芸) 六十三万五千円

鍋島直大侯 (肥前) 六十 万三千四

蜂須賀茂韶公 (阿波) 五.十 万八千円

彼等旧封建支配者はたゞに国立銀行に投資したのみではない。 ず、たとへ投資したにしろ、 等々である。さきに国立銀行の資本金の中、 この配当と公債利子とによっていは、全く寄生ブルジョアジーに転化 てつねに一定の配当が確実に約束されてゐたから、これら上層士族は りあまる遊資をば鉄道・鉱山等政府の殖産興業政策と密接な関係ある これら少数の上層旧武士階級によって占められたわけである。 であるから、結局三千万円にも上る華士族の銀行出資額の主要部分は れば、大多数の下級士族は到底銀行に投資する程の経済的余裕は持た 資額が圧倒的な大部を形成してゐる事を述べた。しかも翻って考察す 産業資本家に転身したのではない事である。彼等は自ら企業経営に当 したのであった。こゝで注意しなければならぬ事はこれら旧封建大名 企業にふりむけた。さうしてこれらの企業は政府の手厚い保護によっ 「殖産興業」の笛に和して諸企業に投資したとはいへ、決して自ら、 その金額は大したものではない事は明か 士族の金禄公債による投 そのあ いな、

の貴族論に於て次の如く述べた事も這般の事情を示してゐる。混融せしめたのと根本的に相異してゐるのであって、金子堅太郎がそし、或はすでに産業部門を支配下に置きつゝあった商業資本に自らをが従来の封建的領有地に対する支配を新たに近代的地主として継続

日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土日本ニ於テハ貴族ノ大部分タル旧大名ハ維新ノ際版籍奉還ヲナシ土

民からの、 的保証は何によって可能にされたかといへば、 である。而して彼等の「特権」、具体的には公債利子・配当による経済 あって、その意味に於て彼等はまさに「特権」 全く他力によってその旧特権を色々な形で保証された事によるので のは、決して彼等が自力で新しい生産関係に入り込んだためではなく、 我国に於て封建大名が華族として維新後も社会の上層部分を占め得た 保ちえたのは何等旧特権の継続ではなくして、彼等が時代への順応力 されば英国に於て封建的貴族が資本主義の下に於てその支配的地位を 「農に告ぐるの文」の中で次の如く述べる。 近代的生産様式に自らを適合せしめたからであるのに反し、 封建的苛烈さを帯びた地租によってゞあった。 いふ迄もなく、 階級を構成してゐるの 福沢諭吉は 全国農

憐ムべシ、田舎ノ小百姓娑婆ノ地獄ニ陥リテ……米ヲ作レ共、米ヲ

分化過程を跡づけなければならない。明かにされたであらう。次に我々は一般士族―中、下層旧武士階級の田かにされたであらう。次に我々は一般士族―中、下層旧武士階級の寄生的性質は以上によって略々自らは何等生産行程に参加する事なく「大廈高楼」に坐して「地獄ノ

こ、で繰返す事を避ける。 益々貧困化して行った事もさきの還禄士族と同じことであるから、 で一言する) 役後の紙幣暴落といふ事実である。 もつかむの流儀で手当り次第の商・工業に取付く事によって反って 生計の道を立てる必要に迫られたのであった。さうして溺るる者は藁 よって、一定期間の後は政府から全く経済的給付を受け得なくなると とすこしも変らない事は言ふ迄もあるまい。 した新しい契機には是非とも注目しなければならない。それは西南戦 いふ見透しがはっきりとついたのであるから、 前述した― 下級士族がその俸禄――それは彼等の最低生活費にも満たない ―を金禄公債の形で受取った所で、経済的窮迫状態は以前 は明治反革命の大詰であっただけに最も大規模であり たゞ彼等のプロレタリア化を決定的に促進 西南戦争 (その性質については後 むしろこの公債附与に 彼等は愈々以て確実な ・事は

現れた。今、 が鎮圧に全力を尽し、 その結果如何は政府の基礎をゆるがすものであったため、 は平いだが、 によって戦を進めた。その必死の努力の甲斐あって比較的短日月で乱 力を挙げて之を戦費に充てたが、なほ不足を告げ、 戦時中濫発した紙幣の反動は忽ち悪性インフレとなって 明治十一 年以降の紙幣相場を見ると 一時その 「殖産興業」政策を打切り、 紙幣を濫発する事 政府はこれ 全財政能

金貨一円ニ対シ紙幣相場

明治十年 円四銭

" 〃十一年 円十五銭

" 〃十二年 円三十三銭

〃十三年 円五十七銭

"

/ 十四年 時は一 円 円八十四

その反面は勿論、 ま、流してしまひ、 ち貧窮士族は続々その公債を質に入れ、 処置とはいへ、 ぬであらう。 れが士族にとって如何に決定的な打撃であったかはこの上詳説を要さ 価は維新の時より約二倍に騰貴してゐてしかも士族の禄収入は数分の と暴落を続け一 になってゐる。そこへもって来て紙幣のこの様な暴落である! 年九月に解禁するに至ったのは、 九年の金禄公債発行当時禁止した、公債質入・書入を十 他面、 物価の高騰であった。金禄公債下附当時、すでに物 かくて生活の最後の保証も失ってしまふのであっ 逆にこの情勢に油を注ぐ結果となった。 .九十三銭、即ち平価の半分にも下落してゐる。 一面、 やがて返却不能となってその 情勢に押された止むを得ぬ すなは

> には、 た。 明治十 - 六年の三重県山田郡役所が地方巡察使に対してなした答申

が「恬然座食ニ甘ジ」たためではなく社会的必然性をもってゐる事を 認めざるを得なかったのである。 とある。嘗ては士族の貧窮を「目前ノ浮利ニ迷」ったためと片付けた (既出、 二流 八年内務卿ノ太政官へノ稟議」……)は五二頁上段の引用を受ける 本稿五二頁上段一五行より下段六行にあたる。次に出る「既出、 ヲ得ズ其公債ヲ売却シソノ補足ニアテ、以テ今日ノ貧窮ヲ極メタルモ ノ多シ……〔引用文第一行上欄外に「Vgl. 22」とある。原文二二頁は' 5レ為ニ資産ヲ消費シタルニ非ズシテ、多クハ物価騰貴ト、カツ般ニ貧困ヲ来シタル縁由ハ特ニ恬然座食ニ甘ジ、或ハ緩慢奢侈 明治八年内務卿ノ太政官へノ稟議参照) 官僚も今やその貧困 明治

明治十年後の方がその以前よりもみを入れてゐたといへよう。 であるが、 L 礎が地主の上に全く安定する見透しがついたので、士族を開墾に向は 一つには、 めて地主として固定させる事の有利性が一層痛切に意識されたため むろんこの間を通じて政府の授産政策は続けられた。むしろ政府は この頃地租改正事業がほゞ完成して、明治政府の経済的基 この授産事業に、 客観的に見て十年以前よりも社会政策的

の中に最もよく窺はれる。 次に抜萃する松方内務卿の、太政大臣への意見書(明治十三年六月) 族の生活救済をより真剣に考慮し始めた事によるのである。この事は 見くびった士族の反撥力が意外に手強く現はれたのに恐れをなし、士 色彩が濃いのは、何といっても西南戦争の影響であって、一時政府が

その 時の貧弱な国家財政に、 墾政策も士族救済としての効果は従前に比して一向挙らなかった。 方が無理であった。 保護の下に高利貸的・寄生的地主として太って行った。 十一年大久保内務卿の提議によってなされた士族救済の大事業であっ 付をなしたりした。有名な安積原の、 年々十五万円の貸下を行ひ又益々屯田兵を奨励し、 士族の中から幾多の新地主を発生せしめ、これらは政府の手厚 政府が終始一 治結果、 例へば明治十六年以降は北海道移住請願の士族に対して 貫開墾・開拓政策に最も力を入れた事は徒爾ではな もし当時既に産業資本が相当の発達段階にあった 百万を算する士族の救済を求めるのは求める 所謂安積疏水による開墾も明治 或は起業基金の貸 しかしこの 当 開

> 化を内訌的に複雑ならしむる役割を演じた。 というで、か、る豊富な労働力をもある程度まで吸収しえたであらう。 ならば、か、る豊富な労働力をもある程度まで吸収しえたであらう。 ならば、か、る豊富な労働力をもある程度まで吸収しえたであらう。 ならば、か、る豊富な労働力をもある程度まで吸収しえたであらう。

他方工・商に向った者の事についてはこ、で特に述べる事は無い。他方工・商に向った者の事についてはこ、で特に述べる事は無い。の公債を元手に細々と営業してゐた者の結果や知るべきのみであ少の公債を元手に細々と営業してゐた者の結果や知るべきのみであ少の公債を元手に細々と営業してゐた者の結果や知るべる事は無い。かの公債を元手に細々と営業してゐた者の結果や知るべきのみである。

# 結論

以上で秩禄廃止以後に於ける士族の階級的分化の激化過程の略述を

といふ悲惨さであった。 終る。要するに旧上層武士階級はその封建的特権を種々の形に転化せ ヲ所有スル者ハ纔ニ十中ノ二、三ニ過ギズ」(興業意見、明治十六年) 其邸宅器物ヲ売尽シテ、又恩賜ノ禄券ヲ放シ、士族ニシテ尚公債証書 トとして窮乏の過程を辿ったのであって、その結果は「士族ハ大ムネ 圧倒的多数は小生産者として、或は全くのルンペン、プロレタリアー しめる事によって寄生ブルジョアジーとなり、 部は新企業を興す事に成功して新興産業資本家の先頭に立ち、 部は政府の開墾政策を通じて地主階級にまで自己を高めたが、その 旧中・下層武士階級の 他の

分であり他は地租改正である。

べてこの稿を終らう。 最後に、 か、る士族の分化過程とその社会的動向との関係を一言述

硬に共鳴する) 時輿論はむしろ敗れた征韓論者に同情してゐた。 様にも見える。 の反革命は政権から逸脱した政治家のいは、政争手段としてなされ は嘗ての明治政府の重臣によって指導されてゐる。之で見るとこれら て一括されてゐる。この中、神風連の乱と秋月の乱を除いた外のもの 萩の乱及び十年一月に起った西南戦役は普通、 一年半乃至三年も経った明治九、 かるに実際この機に挙兵したのは江藤のみで、其他のものはその後 明治七年二月、佐賀の乱・同九年十月熊本神風連の乱・秋月の乱 征韓論が明治政権を分裂させた直接の動因であったが、 しかしそれならばなぜもっと早くなされなかったので 〔傍線行上欄外に「△」「✓」の書き入れあり 十年に相継いで起ってゐるのはどう 明治維新の反革命とし (輿論はつねに対外 編者 坐

れ た。 く 礎づけてゐる事を認めたいのである。その社会的背景とは一は秩禄処 我々は単なる二、三指導者の恣意以上の社会的背景がこれらの乱を基 て ゐる) した訳か。(明治政府の基礎はこの二、三年の間に著しく強固になっ 在 野政治家の政争手段としては余りにも愚である。

行った。 策の遂行にあって、 れあり 国の下級武士の利益を代表してゐたのであって、 その実践的担当者を見出したのであった。されば明治政府は 梏を身を以て体験してゐた。さうして維新革命はこれら下層武士に、 が、政府の基礎が強固になるにつれ、その専制的な本質は暴露されて あった。これが「封建的」半面を持つ明治政府のディレンマであった のもこの事情の反映であった。〔傍線行上欄外に「△」「✓」の書き入 モクラティックな諸制度が置かれた(議事所・貢士対策所・公議所等々) 的には薩長土肥の四藩より構成されてゐたが―― 武士であった。彼等はインテリゲンチャとして、封建的門閥制度の桎 象たる農民や町民ではなくて、 徳川幕府の倒壊・封建制の覆滅を最も喜んだのは、 さうしてその不満が九年八月の秩禄廃止によって一気に激成さ 次第に露骨に行はれた。武士階級はいは、「裏切」られたのであっ 同年十月の三つの乱となり、 原始的蓄積の遂行のため封建家臣団 -編者] しかし明治政府の任務は統一国家の完成・富国強兵 抑々「公議輿論」尊重とは氷炭相容れざるもので 実に形式的には支配階級に属する下層 更に翌年一月の西南戦役に集中的に への攻撃は始めは手緩 維新当初に非常にデ -少くも観念的には全 封建的搾取の対 現実

爆発したのである。

ける。前原一誠が挙兵の始め同志になした演説の冒頭にが、専ら士族の動向を述べる事に本論文は限られてゐるから詳述を避反革命のもう一つの社会的背景は地租改正による農民の不満である

- 「不肖一誠ガ現政府ト方針ヲ異ニスルハ、第一地租改正ノ件ニア

の指揮をしたものが多かったといふ事からもこの間の事情は明かであ意すべきはこの農民の不満といふ第二の契機は反革命の制約的な原動意すべきはこの農民の不満といふ第二の契機は反革命の制約的な原動意すべきはこの農民の不満といふ第二の契機は反革命の制約的な原動をでしても、士族の煽動によって起ったもの、又は士族が実際に暴動と述べた事、西南戦役直前の不穏の空気た、よふ一月四日に有名な「地と述べた事、西南戦役直前の不穏の空気た、よふ一月四日に有名な「地

たと共に、他方この政府に対して武力で抗争することをもはや時勢が外の短日月で鎮圧されてしまった。上に戴くは一世の重望を担ふ南洲外の短日月で鎮圧されてしまった。上に戴くは一世の重望を担ふ南洲外の短日月で鎮圧されてしまった。上に戴くは一世の重望を担ふ南洲会は、まさにエポックメイキングな事実であった。それは一方に於てとは、まさにエポックメイキングな事実であった。それは一方に於てとは、まさにエポックメイキングな事実であった。それは一方に於てとは、まさにエポックメイキングな事実であった。それは一方に於てとは、まさにエポックメイキングな事実であった。それは一方に於てとは、まさに、他方この政府に対して武力で抗争することをもはや時勢が大震と対策を奪はれ、国政から締出された下級士族の不満の集中的な表現

ニ永久ノ仇敵トナリタリ。

権家たる西村茂樹をして語らしめよう。(西村茂樹編録、泊翁全集)後影拝として全国的に高揚するに至ったのはこの事情に基くのであ後澎拝として全国的に高揚するに至ったのはこの事情に基くのであい。 (四) 以来、土佐を中心として燻りつ、あった民権運動が十年以以て専制政府に突撃せねばならなかった。 さうしてその手段として取以て専制政府に突撃せねばならなかった。 不平士族は武力以外の手段を許さないといふ感を深く民心に与へた。 不平士族は武力以外の手段を

せず、参加しても指導的役割を果さなかった。この事は民権運動の元く特徴づけた。まづ(一)、士族以外の「三民」はこの運動に殆ど参加――の反政府運動に外ならなかった事は我国の自由主義の性質を著し民権運動が下級士族――それは維新の際、尊王攘夷の急先鋒であった

締ともいふべき板垣自身認めざるをえなかった。

赤誠ヲ国ニ許ス士族ノ階級ノミ(「我国憲政の由来」)ルヲ免レズ。故ニ盟ニ会スル者絶エテ富豪縉紳ノ徒ナク、一剣タゾルヲ免レズ。故ニ盟ニ会スル者絶エテ富豪縉紳ノ徒ナク、一剣タゾヲ以テ乱賊ノ所為ト信ジ、少数識者ヲ除クノ外之ヲ忌避スルノ風ア 然レドモ当時封建ノ余習ナホ一般民心ヲ腐蝕シ、 自由民権ヲ唱フル

斯弊救ハズンバアルベカラズ」と言ってゐる。 身も「廃藩ノ後公議人復夕置カズ。其勢有司専制ノ弊ナキニ非ズ…… 程度の民主性が要求されたにすぎないのであって、 極めて制限的のものであった。つまり維新直後に出来た「公議所」の 主たるメンバーとし之に少数の「豪農・豪商」を参加せしめるといふ 第二に、この運動によって主張せらる、「民撰」議院の内容は士族を 議院設立建白者自

てゐるだけの事である。 かしめた同じ血が今や彼等を専制政府反対にかり立て、ゐるのであ に「✓」の書き入れあり― 日本憲政史)と放言したとしても怪しむに足らない。〔傍線行上欄外 ンサーを語る者が「俺は徳川時代に逆転させればいゝんだ」(尾佐竹、 かく民権運動が不平下級士族の、武力に代る反抗手段であるとすれ たゞ前の「尊王攘夷」の旗印は今度は「自由民権」に書換へられ 民権論者が国権論者である事も首肯出来るし、ルソーを読みスペ ―編者〕かつて彼等を駆って幕府倒壊に赴

廃止 の二重性を忘れた議論である。 しかし彼等の運動を全反動的と解してはならない。それは明治政府 -それは原始的蓄積の必須条件である――に対する反作用たる 彼等の「民権」 運動が明治政府の秩禄

> 専制的性質を濃厚にせんとする薩長政権をその猛烈を極めた運動に 進歩的な役割をつとめたのであった。 よって脅かし、 限りに於てまさにそれは「反動的」であったが、他面、 以て議会開設を促進せしめた点に於て、まぎれもなく 益々官僚的

九三五、

参考書 (主要ナル者ノミ掲グ)

明治文化全集 第二編、第五編、 第十五編、 第十七編、③

本庄栄治郎編 明治維新経済史研究

猪 谷 善 明治維新経済史

小 野 武 夫 維新農村社会史論

高 橋 亀 吉 明治大正産業発達史

同 著 日本資本主義社会の機構

日本資本主義発達史講座、

部

平野義太郎編

国家学会編 秩禄処分6 明治憲政経済史論

農商務省 大 蔵 省 編 興業意見

西郷隆盛文書 岩倉公実記 (大日本史籍協会)

西村茂樹編録 泊翁全集(9)

政治学科

丸山 眞 男

- (1) ドイツ語 fremd. 無縁の
- (2) この「参考書」リストには、わかり難いところ、間違いと思われるところが
- (3)四篇は順に、正史篇上、自由民権篇、思想篇、新聞篇。一九二七—二九年刊
- (4)『日本資本主義発達史講座』は、第一部 明治維新史、第二部 資本主義発達史、第三部 帝国主義日本の現状、第四部 日本資本主義発達史資料解説と 中、第三部 帝国主義日本の現状、第四部 日本資本主義発達史資料解説と 中、第三部 帝国主義日本の現状、第四部 日本資本主義発達史資料解説と 三二年)、「議会および法制史」(一九三二年)、第三部に「明治維新における政治的支配形態」(一九三三年)、第二部に「ブルジョア民主主義運動史」(一九三二年)、「議会および法制史」(一九三三年)、第三部に「最近の植民地政策・民族運動」(一九三三年、鈴木小兵衛の代筆)の五篇である。これらのうちはじめの三点は東京女子大学丸山眞男文庫にある。
- 四年四月に岩波書店から刊行したのが『日本資本主義社会の機構』である。た)の順を入れかえて、第一篇から第三篇として編成し、加筆の上、一九三(5) はじめの三論文を第二論文と第三論文(「ブルジョア民主主義史」と改題し
- 庁が調査・編集した基本資料三点をさすのであろう。 八一(明治一四)年から一九二四(大正一三)年にかけて大蔵省その他の官九三一―三六年)の第八巻に採録された「族録処分録」を始めとする、一八(6)大内兵衛・土屋喬雄編『明治前期財政経済史料集成』全二一巻(改造社、一
- (8) 日本史籍協会叢書一〇二。
- ポートの引用では片仮名まじりになっているのは、原資料からの引用を片仮(六十三)廃禄、のほぼ全文を引く。原文は平仮名まじりであるが、このレ(9)日本弘道会編纂『泊翁叢書』(日本弘道会、一九〇九年)所収の「泊翁卮言巻

が残されている。

新校
1. ②入室は不良

4. 質単な分 factoになれて、
1. 型するで

1. 型が2000

2. (主質にな 物体が 七段「答う過と下(をあり

3. (主質にな 物体が 七段「答う過と下(をあり

3. (は新生をか 100枚 に応ぎとも かた 理像、

45. 注動を含ってもクラスイーの触れる。

### よく勉強

- 1. 大変結構、
  - イ、重要な facts にあたり、
  - 口、立場一貫
  - ハ、繁閑よろしきをえてゐる、
- 2. 征韓論自体が士族階級と干係あり
- 3. 民権論者が国権論者であった理由、
- 4. 維新当初のデモクラスィーの解釈、

further study